

2019-2020 日本パラオ親善ヨットレース
パラオ共和国独立 25 周年記念

レース公示 特別規定 変更通知 (番号 02)

2019 年 8 月 9 日

2019-2020 日本パラオ親善ヨットレース実行委員会

【NoR APPENDIX-1 Amendment 01】「6. 外洋特別規定に関して、以下を変更する。

を以下の通り変更する。

<変更前>

- 4) 6.01.2 は、「艇の責任者を含む 30%以上の乗員（ただし 2 名以上）は、レースのスタート前 5 年以内に、実行委員会の指定するトレーニング項目を実施していること」に変更する。

<変更後>

- 4) 6.01.2 は、「艇の責任者を含む 30%以上の乗員（ただし 2 名以上）は、レース委員会が 9 月 20 日から 21 日、もしくは 9 月 22 から 23 日の日程で実施するトレーニングを受講するか、レースのスタート前 5 年以内に、実行委員会の指定するトレーニングを受講していること」に変更する。

【NoR APPENDIX-1 Amendment 02】項目番号を以下の通り変更する。

<変更前>

6. IRC に関して、以下を変更する。
7. ORC に関して、以下を変更する。
8. 以下を装備すること
9. 以下の機能を満足していること
10. メディアクルー
11. パラオ共和国への入国
12. 著作権/広報活動

<変更後>

7. IRC に関して、以下を変更する。
8. ORC に関して、以下を変更する。
9. 以下を装備すること
10. 以下の機能を満足していること
11. メディアクルー
12. パラオ共和国への入国
13. 著作権/広報活動

—以上—